

平成28年度

予算と事業計画が決まりました

予算規模

一般勘定: 23億9,664万3千円
介護勘定: 1億8,930万円

一般勘定

被保険者数の増加などにより順調な保険料の增收が見込まれますが、医療費等の保険給付費および高齢者等の医療を支援するための納付金がそれを大幅に上回って増加する見込みです。本年度は積立金を5億5,000万円も取り崩すきわめて厳しい予算編成となり、経常収支も5億2,472万円もの赤字予算となりました。本年度も保険料率の見直しは行いませんが、毎年、多額の積立金の取り崩しで財源を確保しているため、このまま推移すると、数年内での保険料率の見直しは避けられない状況となつてきました。

予算の概要

予算基礎となる標準報酬月額の平均は455,000円で10,000円の増加を見込んでいます。これにより収入の大半を占める保険料は17億8,914万円（前年度予算対比：1億9,259万円増）となります。また、前述のとおり別途積立金を5億5,000万円取り崩し収入に充当します。

一方、保険給付費は10億5,458万円（同：1億921万円増）、納付金は、前期高齢者納付金が一気に前年度予算額の4倍以上に増加したことなどにより、10億7,019万円（同：4億9,655万円増）となり

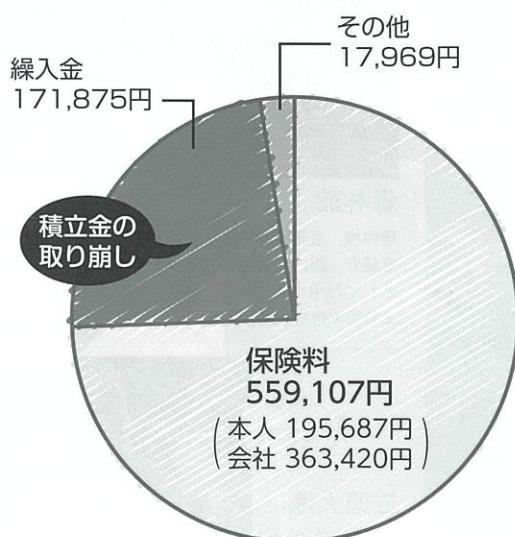
平成28年度収入支出予算概要表

一般勘定

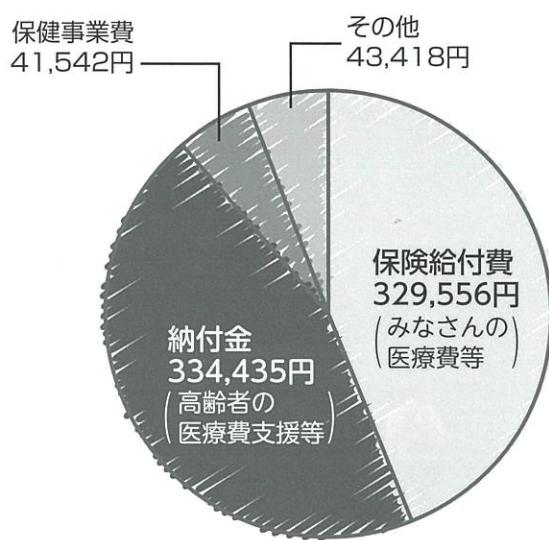
| 収入 | | 予算額(千円) |
|-----------|---|-----------|
| 保 | 険 | 料 |
| 国 | 庫 | 負担金・他 |
| 調 | 整 | 保険料 |
| 縁 | 入 | 金 |
| 國 | 庫 | 補助金収入 |
| 財政調整事業交付金 | | 19,324 |
| 雜 | 収 | 入 |
| | | 5,673 |
| 収入合計 | | 2,396,643 |
| 経常収入合計 | | 1,795,590 |

| 支出 | | 予算額(千円) |
|-----------|--|-------------|
| 事務費 | | 60,861 |
| 保険給付費 | | 1,054,580 |
| 法定給付費 | | (1,015,181) |
| 附加給付費 | | 39,399 |
| 納付金 | | 1,070,191 |
| 前期高齢者納付金 | | 656,139 |
| 後期高齢者支援金 | | 395,836 |
| 退職者給付拠出金 | | 18,205 |
| その他の | | 11 |
| 保健事業費 | | 132,935 |
| 還付金 | | 2 |
| 財政調整事業拠出金 | | 31,722 |
| 積立金 | | 495 |
| 雜支費 | | 1,249 |
| 予備費 | | 44,608 |
| 支出合計 | | 2,396,643 |
| 経常支出合計 | | 2,320,311 |
| 経常收支差引額 | | ▲524,721 |

被保険者1人当たり額に見る収支の割合



収入 748,951円



支出 748,951円

ました。保険給付費と納付金を合わせた義務的経費は本年度の保険料収入の118.8%と、前年度に比べ23.7ポイントも悪化しました。

より効果のある保健事業により、医療費適正化を

前期高齢者納付金は、65歳から74歳の加入者の医療費に応じて納付額が決定されます。健保財政を大きく左右する前期高齢者納付金を抑制するためにも、医療費適正化に効果のある保健事業が必要になっています。このため、昨年度からスタートしたデータヘルス計画に基づき、会社とも連携し、当健保組合の医療費や健診結果などの分析に基づき、抑制可能な疾病への対策として、生活習慣病対策、がん対策、呼吸器系疾患対策、また、ハイリスク者に重点を置いた保健事業を行っていきます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、年に1回の家族健診の受診、人間・脳ドックや各種がん検診を受け、疾病の早期発見・早期対処に向けてより一層ご協力をいただきますようお願いします。

介護勘定

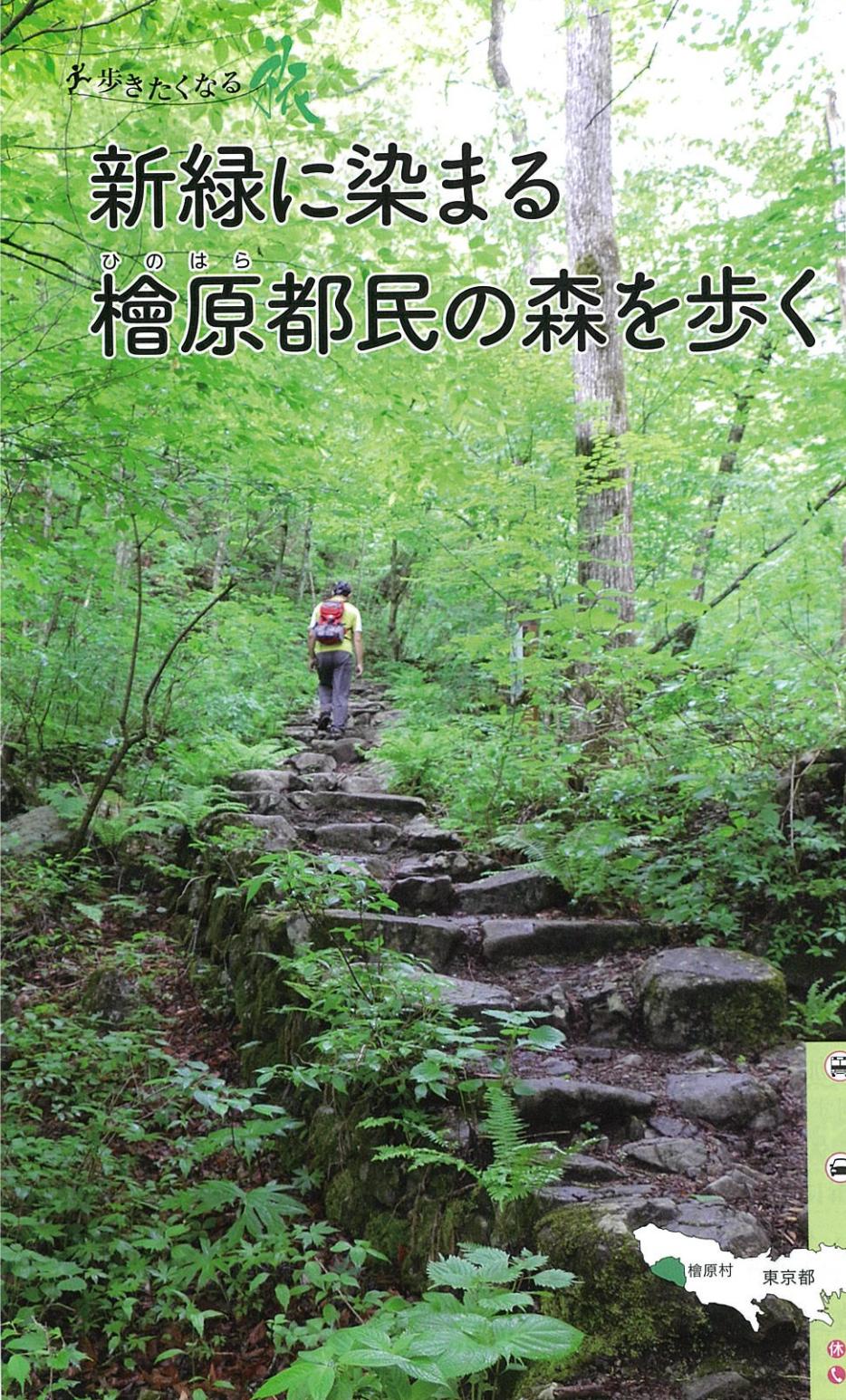
介護納付金が前年度並みとなりましたので、介護保険料率を前年度の11.80／1000（労使折半）に据え置きました。

| 収入 | | 予算額(千円) |
|-------------|-----|---------|
| 科 目 | | |
| 介 護 保 險 収 入 | | 180,862 |
| 繰 入 金 | 越 金 | 1,334 |
| 繰 入 金 | | 7,104 |
| 収 入 合 計 | | 189,300 |

| 支出 | | 予算額(千円) |
|-----------------|--|---------|
| 科 目 | | |
| 介 護 納 付 金 | | 189,000 |
| 介 護 保 險 料 還 付 金 | | 300 |
| 支 出 合 計 | | 189,300 |

歩きたくなる
ひのはら

新緑に染まる ひのはら 檜原都民の森を歩く



森林館

研修棟、展示棟があり、映像や写真で森の様子や森の動植物を紹介。館内には休憩室とレストランもあり、登山客の拠点として利用されている。隣接する木材工芸センターでは、木工教室や自由教室を実施。キーホルダーなどの製作ができる。



三頭大滝

森林館から 20 分ほどで到着する三頭大滝。南秋川水系最大の滝で落差は 35 m。対岸まで渡された滝見橋（吊り橋）の中ほどまで行けば、滝の全容を正面から見ることができる。橋のたもとに大滝休憩小屋もある。

JR五日市線・武藏五日市駅より西東京バスで 60 分、数馬バス停下車。

数馬バス停から都民の森まで無料連絡バスを利用。
連絡バス運行期間:4月～11月(休園日を除く毎日)

中央自動車道・上野原 IC より約 45 分
奥多摩湖より奥多摩周遊道路経由で約 30 分
圏央道・日の出 IC、あきる野 IC より約 60 分

東京都檜原都民の森

施設利用時間（春・夏）

3月 16 日～7月 20 日 9:30～16:30

7月 21 日～8月 31 日 9:30～17:30

毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始

管理事務所 ☎ 042-598-6006 <http://www.hinohara-mori.jp>



檜原村は島を除く東京都で唯一の村。日本の滝百選に選ばれた「払沢の滝」や都指定の天然記念物「神戸岩」などの景勝地があるが、なかでも「東京都檜原都民の森」は手軽に森林浴とハイキングが楽しめる人気スポットだ。

園内には整備された散策路がいくつかあるが、標高1531mの三頭山への登山が人気コース。今回は三頭大滝を経由してブナの自然林を歩き、山頂へと至るブナの路コースをご紹介しよう。

バス停、駐車場のある入口からトンネルを抜けると森林館に到着。ここが都民の森散策の拠点となる。ウッドチップの敷き詰められた大滝の路を行くと三頭大滝に至る。滝を間近で眺められる滝見橋に立ち寄ったら、ブナの路へ。登山道は沢沿いにブナ林が続く快適なコース。若葉の香りを吸い込みながら徐々に高度を上げてゆくとムシカリ峠に出る。三頭山山頂まではあと少し。山頂は西峰、中央峰、東峰の三つの峰（頭）があり、三頭山の名前の由来となっている。天気がよければ山頂から富士山や東京都最高峰の雲取山を望める。下山道途中には、展望台や見晴し小屋もあり、休憩しながらゆっくりと下りよう。鞘口峠で分岐したらゴールの森林館までは5分ほどだ。



数馬の湯

泉質はアルカリ性単純温泉。食事処やマッサージもあり、ハイカーにも人気の日帰り温泉施設。

- 平日 10:00 ~ 19:00、
土・日・祝日 10:00 ~ 20:00
- 大人 820円、小人 410円
- 月曜日（祝日の場合は翌日）
- 042-598-6789



檜原村の見どころ



神戸岩

(東京都指定天然記念物)

高さ 100 m の峡谷の底をぐるりと巡ることができる。ただし、岩に刻まれた細い道を鎖につかまって歩くので注意が必要。天岩戸をイメージさせることからパワースポットとしても人気がある。



奥多摩湖

東京の水源で多摩川を小河内ダムによって堰き止めて造った人造湖。豊かな自然に囲まれた四季折々の景色のなかキャンプやバーベキューができると人気だ。浮橋（ドラム缶橋）でも有名。

特産品

檜原村の特産品はコンニャク、じゃがいもその加工品、ゆずワインも人気。



小林家住宅（国指定重要文化財）

村内最古の民家といわれ、建設された場所にそのまま保存されている山岳民家として貴重な存在。4年間の修復工事を経て当時の姿が忠実に再現された。急斜面にあるため、見学者用の10人乗りモノレールが設置されている（要事前予約）。

- 見学 10:00 ~ 16:00

無料

問い合わせとモノレール予約
檜原村教育委員会

042-598-1011

（平日 8:30 ~ 17:00）



払沢の滝

「日本の滝百選」にも選ばれている檜原村の観光名所。全長 60m、4段になっているため全景を見ることはできないが、滝壺から見上げる最下段の滝は 26m で迫力満点。

医療保険制度が改正されます

負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、国の医療保険制度が改正されます。被保険者とご家族のみなさんに直接関係するものは次のとおりです。

平成28年4月から

入院時の食事代が引き上げられます

入院と在宅療養の負担の公平を図るため、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担をすることになります。

平成27年度まで

260円



平成28年度から

360円



平成30年度から

460円



住民税非課税者等の低所得者の負担額と難病および小児慢性特定疾患の患者などは260円に据え置かれます。

紹介状なしで大病院を受診する場合に追加負担が義務づけられます

紹介状なしで特定機能病院および500床以上の病院を受診する場合には、救急時などを除き、初診料等とは別に、一定額（初診で5,000円以上、再診で2,500円以上）を追加負担することが義務づけられます。

初診料や再診料は健康保険が適用されるため、原則3割負担になりますが、今回の追加負担は全額自己負担になります。



標準報酬月額の上限が引き上げられます

保険料の算定基礎になる標準報酬月額に「48等級（127万円）、49等級（133万円）、50等級（139万円）」の3等級が追加され、上限が引き上げられます。

平成27年度まで

上限121万円
(全47等級)



平成28年度から

上限139万円
(全50等級)

標準賞与額の上限も従来の540万円（年度累計）から573万円に引き上げられます。



傷病手当金・出産手当金の算定方法が見直されます

報酬額をより正確に反映した給付を行うために、傷病手当金・出産手当金の算定基礎となる標準報酬日額の算定方法が見直されます。

平成27年度まで

標準報酬月額 ÷ 30
の3分の2



平成28年度から

●被保険者期間が1年以上の場合

支給開始月を含む直近12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30の3分の2

●被保険者期間が1年未満の場合

①被保険者の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額

②加入している健保組合の標準報酬月額を平均した額

①か②のいずれか少ない額 ÷ 30の3分の2

患者申出療養が創設されます

国内未承認の医薬品などを迅速に保険外併用療養として使用したいなどの患者のニーズに応えるため、患者申出療養が創設されます。

これにより申出から承認までの期間が、従来の6～7カ月から6週間（前例がある医療の場合は2週間）に短縮されます。

平成28年10月から

パート・アルバイト（学生は除く）など短時間労働者の社会保険適用が拡大されます

※ 適用拡大の対象になる事業所 ⇒ 従業員501人以上の事業所

平成28年10月まで

労働時間および日数が一般的の従業員の
おおむね4分の3
(=おおむね週30時間) 以上

平成28年10月から

・1週間の所定労働時間が20時間以上
・月額賃金88,000円（年収106万円）以上
・勤務期間1年以上

被扶養者認定での「兄姉」の同居要件がなくなります

現在は被保険者の「兄姉」を被扶養者とする場合、収入要件以外に「同居」が条件になっています。今回、同居要件がなくなり、収入要件を満たせば、被扶養者として認定されることになります。

平成28年4月から

保険証がカード化されます

（健康保険被保険者証）

当健保組合では、利便性や耐久性、
将来の汎用性を考慮して、
1人1枚ずつの「カード様式保険証」
に切り替えます。



CCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCC

変更の手続き

現在使用している紙の保険証と引き換えに「カード様式保険証」を交付します。紙の保険証は100%回収しますので、返却にご協力願います。

切り替え日までに保険証をお手元にご準備ください。

遠隔地被保険者証をお持ちの方は、同時に切り替えますので、あわせてご準備をお願いします。

CCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCCC

保険証は大切に保管を

日頃から、保管場所をしっかり決め、紛失・破損等しないよう注意してください。

また、保険証を他人に貸すことは法律違反となります。

データヘルス計画に基づき、下記のとおり平成28年度の保健事業を実施します。

保健(保険)のPR



- 1 ホームページによる情報提供
- 2 機関誌「健保だより」の発行（年2回）
- 3 健康管理雑誌「すこやかファミリー」の発行（被保険者の家庭に隔月配布）
- 4 育児誌「赤ちゃんとママ」の配布（出産した被保険者、被扶養者に2年間家庭に配布）
- 5 健保連保健指導宣伝（健保連提供のテレビ番組等の共同負担金）

病気の予防・健康づくり

- 1 特定健診・特定保健指導………対象：40歳以上の被保険者および被扶養者
- 2 人間ドック（1日ドック）………対象：35歳以上の被保険者および被扶養者
(自己負担 15,000円 年1回)
- 3 脳ドック………対象：35歳以上の被保険者および被扶養者
(自己負担5,000円 3年に1回)
- 4 消化器集団検診………
 - 胃部X線検査…事業所にて35歳以上の被保険者の希望者を対象に実施
 - 血液検査（胃がん）…事業所にて35歳の被保険者、昨年度C群だった方を対象に実施
 - 胃部内視鏡検査…事業所にて昨年度のB・C結果者の希望者を対象に実施
- 5 腹部超音波検診………事業所にて35歳以上の被保険者の希望者を対象に実施
- 6 前立腺がん検査………事業所にて50歳以上の被保険者を対象に実施
- 7 血液検査（生活習慣病、肝機能）………事業所にて全被保険者を対象に実施
- 8 家族検診………35歳以上の被扶養者に一定範囲の検診を奨励し、補助（年1回）
- 9 乳がん検診………対象：20歳以上の被保険者および被扶養者
(補助金7,000円 年1回)
- 10 子宮がん検診………対象：20歳以上の被保険者および被扶養者
(補助金4,200円 年1回)
- 11 家庭常備薬の配布………全被保険者に配布（予定）
- 12 ファミリー健康相談………ジーエス・ユアサ健康保険組合の専用フリーダイヤル
- 13 がん自己検診………
 - 肺がん・胃がん・大腸がん検診…対象：35歳以上の被保険者および被扶養者
 - 子宮がん検診…対象：20歳以上の被保険者および被扶養者
 - 前立腺がん検診（PSA測定）…対象：50歳以上の任意継続被保険者および被扶養者
- 14 インフルエンザ予防接種補助金………被保険者および被扶養者を対象に実施
対象者1人：2,000円以下／年
- 15 かぜ予防キットの配布………未就学児のいる家庭に配布
- 16 健康づくり活動………
 - 被保険者を対象に健康づくりキャンペーン等の実施
 - 事業所ごとに健康セミナーを実施



ジーエス・ユアサ健康保険組合のホームページ

アドレスは <http://www.gsyuasa-kenpo.or.jp/>

携帯版アドレス <http://www.gsyuasa-kenpo.or.jp/m/> (お知らせのみ閲覧できます)

当健康保険組合では、ホームページからも被保険者・被扶養者のみなさまへの情報提供を行っています。

健康保険の給付などについての情報、健康づくりなどのための保健事業の情報、必要な申請書類等のダウンロードなど、さまざまなコンテンツをご用意していますので、ぜひご家族でご活用ください。